

6 空き家に関する各種支援制度

老朽危険空き家除却支援事業

1 周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽化して危険な空き家の取壊し（除却）に対し、補助金を交付しています。

■補助制度の特徴

住宅が対象

この補助制度の対象となる建物は「住宅」に限定されています。そのため、倉庫・店舗等の住宅以外の用途に使用された建築物は補助の対象外です。

老朽危険空き家

本事業は、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却が対象です。補助の対象になるかどうか、事前に市町にて不良の判定を行います。

工事の前に申請を

補助金の交付を受ける前に着手した工事は、補助の対象になりません。工事を実施する前に申請を行い、交付決定を受けてください。

■各市町の補助制度の概要

市町名	補助率	限度額	募集期間
高松市	通常 除却工事費の1/3	50万円	有
	住民税非課税世帯 除却工事費の4/5	120万円	有
丸亀市	除却工事費の4/5	160万円	有
坂出市	除却工事費の4/5	160万円	有
善通寺市	除却工事費の4/5	160万円	有
観音寺市	除却工事費の4/5	160万円	有
さぬき市	除却工事費の4/5	160万円	通年
東かがわ市	除却工事費の4/5	160万円	通年
三豊市	除却工事費の4/5	160万円	有
土庄町	除却工事費の4/5	160万円	通年
小豆島町	除却工事費の4/5	160万円	通年
三木町	除却工事費の4/5	160万円	有
宇多津町	除却工事費の4/5	160万円	通年
綾川町	除却工事費の4/5	160万円	通年
琴平町	除却工事費の4/5	160万円	有
多度津町	除却工事費の4/5	160万円	通年
まんのう町	除却工事費の4/5	160万円	通年

※募集期間は市町によって異なりますので、詳しくは各市町担当課にご確認ください。

老朽危険空き家除却支援事業に関する相談先 各市町担当課 P24～25

1 空き家放置の問題点

2 適切な空き家管理

3 空き家と継続の関係

4 空き家と税金の関係

5 空き家の利活用

6 空き家に関する各種支援制度

7 Q & A

空き家改修等補助制度

「香川県空き家バンク（かがわ住まいネット）」登録物件の改修工事に対し、補助金を交付します。また、家財道具の処分についても補助を行う市町もあります。

■補助制度の特徴

空き家バンクに登録

「香川県空き家バンク（かがわ住まいネット）」に登録されている又は登録されていた物件が対象です。
※市町により条件が異なりますので、ご注意ください。

工事の前に申請を

補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は、補助の対象になりません。工事を実施する前に申請を行い、交付決定を受けてください。

家財道具処分補助

市町によっては、物件内部の家財道具の処分費用も補助対象としています。

■各市町の補助制度の概要

市町名	改修		家財道具処分		
	補助率	限度額	制度有無	補助率	限度額
高松市	1/2	50万円※1	○	1/2	10万円
坂出市	1/2	100万円～200万円※2			
観音寺市	1/2	100万円	○	1/2	10万円
さぬき市	1/2	100万円	○	1/2	10万円
東かがわ市	1/2	100万円			
三豊市	1/2	100万円			
土庄町		50万円までは全額 超える場合は100万円まで1/2			
小豆島町		50万円までは全額 超える場合は100万円まで1/2	○	改修補助に含む	
三木町	1/2	100万円	○	5万円までは全額。 超える場合は10万円まで1/2	
直島町	1/2	150万円	○	1/2	10万円
宇多津町	1/2	100万円	○	1/2	10万円
綾川町	1/2	100万円	○	1/2	10万円
琴平町	1/2	100万円	○	1/2	10万円
多度津町	1/2	100万円			
まんのう町	1/2	100万円	○	1/2	10万円

補助対象者及び補助対象物件は市町によって違いがありますので、詳しくは各市町担当課でご確認ください。

※1 居住誘導区域内の空き家に対する補助は、60万円

※2 補助対象者の区分および補助対象物件の所在地により限度額が異なる

その他空き家対策に関する支援制度

■各市町による空き家対策に関するその他の支援制度

市町名	事業名	補助内容	補助割合
高松市	高松市安心あんぜん住宅事業	空き家バンクに登録されている市内に所在する売買用の物件の①インスペクション(既存住宅状況調査)費用 ②既存住宅売買瑕疵保険の加入費用の一部を補助しています。	①②それぞれ対象経費の1/2 (それぞれ上限5万円)
	高松市空き家等マッチング事業	空き家や空き地の利活用を促進するため、所有者の方から同意を得た空き家等の情報を、宅地建物取引業者へ提供し、不動産取引につなげる事業を行っています。	—
丸亀市	丸亀市離島空き家リフォーム補助事業	島の空き家を移住者用住宅又は島暮らし体験住宅としてリフォームする方を対象に、空き家の改修費用の一部に補助金を交付しています。	改修費用の9/10 (上限200万円)
	丸亀市離島空き家財道具等処分費補助事業	島の空き家を移住者用住宅又は島暮らし体験住宅として利用するため、空き家にある財道具等を処分する方を対象に、補助金を交付しています。	処分費用の10/10 (上限10万円)
	丸亀市空き家活用型サテライトオフィス等整備事業補助金	丸亀市内の空き家を有効活用し、県外からの企業の誘致や移住・定住の促進を図るため、県外の法人事業者又は個人事業主が購入した空き家を、事業所として改修する経費の一部を補助します。	対象経費の1/2 (法人事業者:上限400万円) (個人事業主:上限200万円)
坂出市	坂出市空家等管理事業者登録・紹介制度	空き家所有者等による適正な管理を促進するとともに、市民の生活環境の保全を図るため、市内の空き家の管理業務を行う業者を登録し、その情報を所有者の方へ紹介する制度を実施しています。	—
	坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金	市内に存在する空き家の有効活用を図り、市内への移住・定住を促進するため、県外に本社を置く法人事業者、または県外在住の個人事業主が購入した空き家を事業所として改修する費用に対し、補助金を交付しています。	対象経費の1/2 上限 法人事業者:400万円 個人事業主:200万円
	固定資産税の減免制度	空き家の除却を促進し、市民の安全および安心の確保を図るため、空き家を除却した後の土地に対する固定資産税を減免します。	空き家除却後の土地の税額と住宅用地が適用された場合の税額との差額を最大5年間減免
観音寺市	観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金	県外事業者(法人事業者及び個人事業主)が移住を伴い、事業所として使用するため、県が運営するWebサイト「かがわ住まいネット」に登録された市内の空き家を購入した際、改修等することに対し、その改修費等を補助します。	改修費用の1/2 ・法人事業者:上限額400万円 ・個人事業主:上限額200万円
東かがわ市	東かがわ市テレワーク等空き家改修事業	県外事業者(法人事業者及び個人事業主)が空き家バンクに登録されている空き家を購入し、事業所として改修等する場合、その改修費等の一部を補助します。	対象経費の1/2 (法人事業者 上限400万円) (個人事業主 上限200万円)
	東かがわ市準老朽危険空き家除却支援事業	老朽危険空き家除却支援事業の補助基準未満かつ市が定める基準以上の空き家の除却費用の一部を補助します。	対象経費の1/5 上限40万円
三豊市	三豊市創業支援事業	市の空き家バンクに登録された物件を活用し、市内に住所を有する個人が新たに開業する事業または市内に法人を設立し開業する事業に対し、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、原稿料、空き家改修費(開業する事業に関わる改修費のみ)の補助金を交付しています。	対象経費の2/3 (上限50万円) ※空き家を活用しない事業の場合は建築物改修費は対象外、 上限30万円
	三豊市空家等管理事業者登録制度	空き家所有者の管理を促進するため、市内の空き家を管理できる業者を登録し、所有者の方へ紹介する制度を行っています。	—

1 空き家放置の問題点

2 適切な空き家管理

3 空き家と継続の関係

4 空き家と税金の関係

5 空き家の活用

6 空き家に関する各種支援制度

7 Q & A

市町名	事業名	補助内容	補助割合
小豆島町	小豆島町空き家活用型事業所整備補助金	町内への移住・定住を促進するため、県外法人事業者又は個人事業主が、県が運営する「かがわ住まいネット」に登録された空き家を購入し、事業所として改修する際に要する経費の一部を補助します。	対象経費の1/2 (上限400万円)
綾川町	綾川町空き家等除却補助事業	居住その他の使用が概ね1年以上とされていない個人の所有に係る住宅の除却に要する費用の一部を補助しています。	対象経費の1/3 (上限30万円)
	綾川町中間管理住宅整備事業	町が旧綾上町地域内の空き家を借り上げ、必要な改修を行い、移住・定住希望者へ賃貸する住宅(中間管理住宅)を整備しています。	—
宇多津町	宇多津町起業促進・空き家改修等補助事業	空き家バンクに登録されている物件を活用し、起業を行う場合に、①改修工事、②機器・備品等の購入及び設置工事、③家財道具の処分費用に対して補助金を交付しています。	対象経費の1/2 (上限55万円)
	宇多津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助事業	法人事業者等が空き家バンクに登録されている空き家(一戸建て住宅)を購入し、事業所として改修した場合に、リフォーム等の費用の一部を補助します。	対象経費の1/2 (法人事業者:上限400万円 個人事業主:上限200万円)
多度津町	多度津町空き家等を活用した地域創生事業	町内に所在する空き家及び空き店舗を活用し、移住・定住又は地域内外における交流を促進する地域創生事業を行う団体に対し、①空き家の改修・整備費、②整備した空き家を活用した体験活動及びPR活動に必要な経費を補助しています。	①対象経費の2/3 (上限100万円) ②対象経費の2/3 (上限50万円)

■各市町による空き家の相談制度

市町名	制度名	制度内容
高松市	空き家相談員制度	高松市内に空き家を所有する人などが、利活用や適正管理に関する情報の提供を受けるために、市と協定を結んだ不動産取引業者団体に所属する宅地建物取引士にご相談いただける制度です。
	空き家無料相談会	高松市内の空き家に関する無料相談会を、月2回開催しています。
丸亀市	空き家相談会	丸亀市内に空家をお持ちの方を中心に、「空家を貸したい・借りたい」、「空家を売りたい・買いたい」方や、「空家を相続して困っている」など、空家問題についてどこに相談してよいかわからない方のために、相談会を実施します。年間6回の開催を予定しています。
坂出市	空き家相談窓口	市内に空き家を所有・管理する皆様がお抱える問題について専門的なアドバイスを受けられるように、公益社団法人 香川県宅地建物取引業協会、香川県司法書士会と連携を図り、相談窓口を設けています。
宇多津町	空き家相談窓口	宇多津町内に空き家を所有している方を対象に、空き家問題についてどこに相談してよいかわからない方のために、町と協定を結んだ専門家団体と連携を図り、相談窓口を設けています。
土庄町・小豆島町	空き家お悩み相談室	両町の地域おこし協力隊2名(宅地建物取引士1、社会福祉士1)が空き家の管理、空き家バンクの登録など、空き家のお悩みの相談に応じます。

1 空き家放置の問題点

2 適切な空き家管理

3 空き家と相続の関係

4 空き家と税金の関係

5 空き家の利活用

6 空き家に関する各種支援制度

7 Q & A